

改正	1975（昭和50）年4月1日	1982（昭和57）年11月1日
	1991（平成3）年7月1日	1992（平成4）年4月1日
	1995（平成7）年4月1日	1996（平成8）年4月1日
	1997（平成9）年4月1日	1998（平成10）年4月1日
	1999（平成11）年4月1日	2000（平成12）年4月1日
	2001（平成13）年4月1日	2002（平成14）年4月1日
	2003（平成15）年4月1日	2004（平成16）年4月1日
	2005（平成17）年4月1日	2007（平成19）年4月1日
	2008（平成20）年4月1日	2009（平成21）年4月1日
	2012（平成24）年4月1日	2013（平成25）年4月1日
	2015（平成27）年4月1日	2018（平成30）年4月1日
	2020（令和2）年4月1日	

（目的）

第1条 この規則は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところにより同志社女子大学（以下「本学」という。）が、授与する学位についての必要事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は学士、修士及び博士とする。学士の学位は次の区分による。

学士の学位…学士（音楽、メディア創造、国際教養学、社会システム、現代社会、薬学、看護学、文学、生活科学）

2 前項に定める修士及び博士の学位は、次の区分による。

修士の学位…修士（英語英文学、日本語日本文化、情報文化、国際社会システム、看護学、生活デザイン、食物栄養科学）

博士の学位…博士（英語英文学、日本語日本文化、薬学、看護学）

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位は本学学部を卒業した者に授与する。

第4条 修士の学位は本大学院の修士課程又は博士課程（前期）を修了した者に授与する。

第5条 博士の学位は本大学院の博士課程（後期）及び博士課程を修了した者に授与する。

2 本大学院学則第14条第2項の定めるところにより、博士の学位は前項に規定する者のほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ本大学院の博士課程（後期）及び博士課程修了者と同等以上の学力があると認められたときは授与することができる。

（学位論文の提出）

第6条 修士又は博士論文（以下「学位論文」という）を提出しようとする者は、学位論文の研究課題を各研究科によって定められた期日までに所定の様式により研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

2 所定の学費が未納の場合は、学位論文を提出することができない。

3 修士論文は、在学中に提出しなければならない。

4 博士論文は、退学後も提出できるものとする。

第7条 学位論文は、各研究科所定の用紙を用い、学年暦に示された期日までに研究科長に提出しなければならない。ただし、第5条第2項による博士論文提出者はこの限りではない。

2 学位論文は3部提出し、それぞれに要旨及び提出者の写真を添付しなければならない。

3 第5条第2項により博士の学位を申請する者は、学位申請書に博士論文3部、博士論文の要旨、参考文献、履歴書と別表に定める審査手数料を添えて審査にあたる研究科委員会を通じて学長に提出するものとする。

4 本大学院学則第11条第3項、第4項に定める期間以上（前期2年の課程又は修士課程を含む）本大学院に在学し所定の単位を修め、必要な研究指導をうけた上で退学した者が博士の学位を申請した場合は前項の規定による。

（学位論文の審査及び最終試験）

第8条 修士論文の審査及び最終試験は在学中に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、論文を受理してから原則として1年以内に終了するものとする。

第9条 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員会がこれを行う。

2 審査委員会は、修士論文審査の場合は主査1名及び副査1名をもって構成する。

3 審査委員会は、博士論文審査の場合は主査1名及び副査2名をもって構成する。

4 研究科委員会は、審査のため必要と認めるときは、当該研究科教員以外の教員又は学外の大学院・研究所等の教員等を審査委員とすることができる。

第10条 審査委員会は学位論文審査及び最終試験を行う。

2 修士の学位の授与に係る最終試験は修士論文を中心とし、これに関連する科目について行う。この試験は口頭試問とする。ただし筆答試験を併せ行うことができる。

3 博士の学位の授与に係る最終試験は博士論文を中心とし、これに関連する科目〔外国語（英、仏、独、又は羅）を含めることができる〕について行う。

第11条 研究科委員会は、審査委員の報告に基づき、本大学院学則の定めるところにより課程修了の可否、学位論文及び最終試験の可否について議決する。

2 前項の議決は、研究科教授の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、学位論文の内容、最終試験の結果、学位授与の可否についての意見を添えて、学長に報告しなければならない。

（学位論文の審査の協力）

第13条 前条の学位の授与に係る学位論文の審査に当っては、他の大学院又は、研究所等の教員の協力を得ることができる。

（学位授与の決定）

第14条 修士又は博士の学位の授与については、学長は、第12条の報告に基づいて大学院委員会を招集し、その審議を経て可否を決定する。

2 学士の学位の授与については、学長は、教授会の議を経て可否を決定する。

（学位授与式）

第15条 学位授与の時期は3月と9月とする。

（博士論文要旨等の公表）

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする。

（博士論文の公表）

第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前条及び前2項の規定によるインターネットの利用による公表は、同志社女子大学学術リポジトリにより行うものとする。

（博士論文の報告）

第18条 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に別記様式により文部科学大臣に報告するものとする。

（学位論文の保管）

第19条 審査に合格した学位論文は、本大学院において製本・保管する。

2 これにかかる費用は、学位論文提出者において負担する。

(学位の取消)

第20条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、既に授与した学位を取消するものとする。

学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、その学位を取消することができる。

(その他)

第21条 この規則以外のことは、各研究科の定めるところによる。

附 則

本規則は、2004（平成16）年4月1日からこれを適用する。

修士・博士の学位……修士（英文学）・博士（英文学）は改正後の学位規則第2条第2項の規定にかかわらず1998（平成10）年3月31日文学研究科英文学専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学士の学位……学士（家政学）は改正後の学位規則第2条第1項の規定にかかわらず1995（平成7）年3月31日家政学部にて在学する者が当該学部にて在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本規則は、2005（平成17）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2007（平成19）年4月1日からこれを適用する。

第6条に関する取扱いに関しては、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、従前の学位規則による。

附 則

本規則は、2008（平成20）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2009（平成21）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2012（平成24）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2013（平成25）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2015（平成27）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2018（平成30）年4月1日からこれを適用する。

学士の学位……学士（情報メディア）は改正後の学位規則第2条第1項の規定にかかわらず2018（平成30）年3月31日学芸学部情報メディア学科にて在学する者が当該学科にて在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本規則は、2020（令和2）年4月1日からこれを適用する。

別表 博士の学位審査手数料

1 博士課程（後期）に3年以上在学又は博士課程に4年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で退学後3年未満の期間内に博士論文を提出する者…25,000円

1 博士課程（後期）に3年以上在学又は博士課程に4年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で退学後3年以上経過した後博士論文を提出する者…50,000円

1 論文提出による者…50,000円

博士課程（後期）又は博士課程在籍者及び在籍中に博士論文を提出し退学した者は審査料不要

別記様式第一

(用紙の大きさは、日本工業規格A4)